

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） Q & A

Q 1 対象となる高校生等とは？

A 1 次に挙げる学校に通う生徒のことを「高校生等」と呼びます。

- ・ 国公立の高等学校
- ・ 高等専門学校（１～３学年）
- ・ 中等教育学校後期課程
- ・ 専修学校（高等課程）
- ・ 国家資格養成課程に指定された専修学校一般家庭や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・ 各種学校のうち、一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）

Q 2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、１年間の所得に応じて決まる税額のことです。

◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書（市町村役場で発行）

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」
（勤務先を通じて６月頃に配布されます。大切に保管してください。）

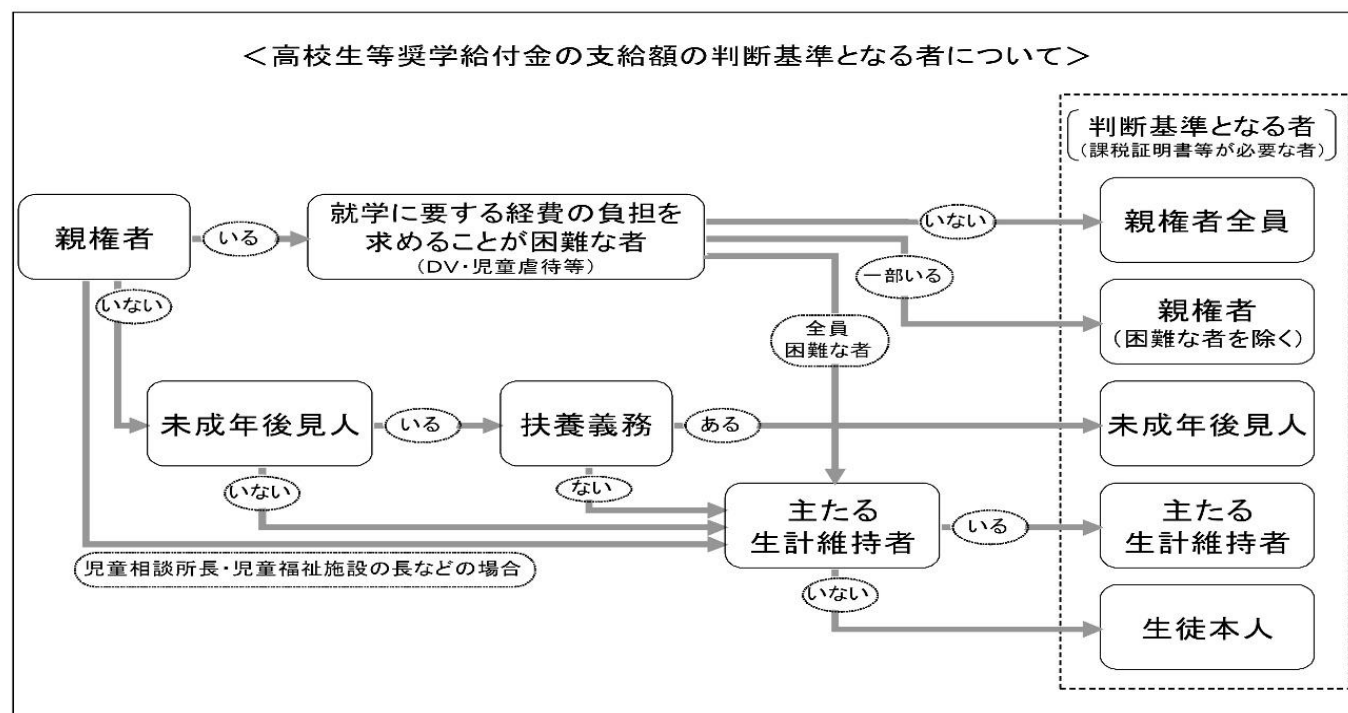
○住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

	所得割額	均等割額
市民税	０円	０円
県民税	０円	０円

Q 3 個人番号カードの写し等又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A 3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。
親権者が父母の場合、父母２名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告してください。



Q 4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A 4 収入基準を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

Q 5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は支給対象外です。

Q 6 確定申告をしていませんが、どうすれば良いですか？

A 6 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び、市町村民税所得割を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をしたうえで課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

（ただし、申告時期によっては市町村の事務処理の関係上、審査の段階でマイナンバーでの証明ができない場合があります。その場合、課税証明書等の書類を提出いただく場合がありますのであらかじめ御了承ください。）

Q 7 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 認定基準日である7月1日現在（※）で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、認定基準日となります。

Q 8 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A 7 給付金は認定基準日（7月1日）（※）時点で判断します。

そのため、認定基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日現在が、認定基準日となります。

Q 9 生活保護を受給していますが、この給付金の支給を受けると収入と認定されてしまうのでしょうか？

A 8 福祉事務所において就学のために必要と認められる額については、生活保護における生業扶助収入設定から除外されます。給付金の使い方については、担当のケースワーカー等と相談するようにしてください。

Q 10 生徒は栃木県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。栃木県に申請できますか？

A 10 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

【お問合せ先】

- ・ 栃木県内県立高等学校へ在学の場合・・・**県内県立高等学校の事務室** 那須拓陽高校事務室（0287-36-1225）
- ・ 県外公立高等学校及び国立高等学校等へ在学の場合・・・**栃木県教育委員会事務局教育政策課**（028-623-3354）
- ・ 私立高等学校へ在学の場合・・・**栃木県経営管理部文書学事課**（028-623-2056）